商工観光労働部 防意契約件数 3件 金額 10.867.000 円

_	商工観光労働部	随意契約件数	3件		金額	10,867,000 円		
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1	産業科学技術センター	ものづくり技術人材リスキリング研修(3次元CAD設計のCAE評価&モデル解析技術研修)委託業務契約A212	令和6年4月26日	東京都千代田区神田練塀町3番地 富士ソフトビル	サイバネットシステム株式会社	4,917,000 円	①本業務は半導体技術人材の不足やカーボンニュートラルへの対応等、県内ものづくり企業を取り巻く厳しい環境に対応するため、企業内の技術者に向けた技術人材育成プログラムを実施し、技術力強化に役立つような設計・評価解析技術を有する高度な技術人材の育成(リスキリング)支援を目的とするものである。②本事業の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、CAEに関する専門的な知識、CAEソフトウェアの操作・活用方法のソウハウ、かつCAEを活用する企業の現状や課題等を含め、十分に把握していることが必要不可欠である。③サイバネッシステム株式会社は、日本で有数のCAEペンターであり、これらの要件について本来の業務内容と密接に関連しており、全国でCAEに関する技術トレーングや研修を毎年実施している実績がある。また、今回当セターで導入したCAEソフトウェアAnsysを活用してもらう観点から、Ansys (構造解析、伝熱解析、振動解析)に関するパカウやソフトウェアを除できる環境を有しているため、当該業務を効果的かつ効率的に実施できるのは、当該業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	工業振興課	令和6年度大分県ものづくり中小企 業デジタル化推進業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町17番20号 ソフトパークセンタービル	公益財団法人大分県産業創造機構	3,399,000 円	①本業務は、中小製造業におけるデジタル技術の活用のため、個社の製造現場に応じた取組に向けた支援を行うものである。 ②支援のためには「伴走型」で中小企業に専門人材を派遣し、個社の課題に応じた改善策やフドバイスのノウハウを持つことが不可欠である。 ③当該契約の内容は産業創造機構の本来業務の内容と密接に関係しており、本事業の遂行に必須となるノウハウと実績を有していることから、事業の確実な実施が見込まれる。また、県内に他にこのような団体が存在しないことから、公益財団法人大分県産業創造機構へ委託する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3	大分高等技術専門 校	大分職業訓練センター研修室等の 利用に係る事務委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市下宗方1035-1	大分県職業能力開発協会		①本業務は、大分職業訓練センター研修室等の利用に係る利用受付、庁舎管理の 業務を行うものである。 ②これを行うためには、研修室等の鍵の開閉や室内の監視が必須であることからセンター内に職員を配置することが必要である。 ③上記が物理的に可能で、円滑に業務を行うことができるのは「大分県職業能力開発協会」のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号